

JAPAN MENSA 運営委員会御中

## 未成年者の入会に関する誓約書

(甲) [ 本人氏名 ] 及び甲の保護者である (乙) [ 保護者氏名 ] は、  
甲の JAPAN MENSA 入会につき、下記の内容を遵守することを誓約する。

### 第1条 会員または入会テスト受験者/証明書入会申請者 (甲) の義務

1. 甲は、入会テスト受験者/証明書入会申請者及び会員のみが知り得る情報 (会報、会員にのみ公開された資料、会員宛に送信されたメールなど) を、家族・保護者を含む第三者に対して JAPAN MENSA 運営委員会の許可なく開示しない。
2. 会員活動 (イベントへの出席、SNS への書き込み、会員および運営委員会へのメール送信など) は甲のみが行うものとし、家族・保護者を含む第三者に代行させない。
3. 甲は、JAPAN MENSA からの連絡を第三者に閲覧されないよう、自身専用のメールアドレスを用意する。

### 第2条 保護者 (乙) の義務

1. 乙は、第1条第1項の情報を参照しない。ただし、未成年者である甲への監督義務を果たす目的でやむを得ずこれらの情報を閲覧した場合、監督義務の履行後、速やかに当該情報を破棄する。
2. 乙は、甲が成年に達した場合、いかなる事情があっても第1条1項の情報を取得および閲覧しない。

### 第3条 違反時の制裁

1. 第1条または第2条の義務に反した場合、違反行為の主体が甲乙いずれであるかに拘らず、制裁は、会員である甲に対し、警告、会員資格の停止または除名などの処分をもって行うものとする。
2. 甲または乙が行政機関、司法機関その他の公の機関の請求に基づいて第1条第1項の情報を開示した場合は、この限りでない。

### 第4条 誓約書の有効期間

1. 本誓約書を入会審査時に提出した場合、本誓約書は甲が JAPAN MENSA 入会テストまたは証明書入会判定を受験した時点から効力を発するものとする。
2. すでに JAPAN MENSA の会員である者が本誓約書を入会後に提出した場合、本誓約書は、提出時点から効力を発するものとする。
3. 甲が JAPAN MENSA に入会しなかった場合または入会後に退会した場合、入会テスト/証明書入会申請および会員活動を通して知り得た情報については、第1条第1項の事項を遵守するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住所

氏名

印

(乙) 住所

氏名

印